



玉野市霊園使用許可の申請手続きについて

使用者の資格条件 ※当てはまる項目にチェックしてください。

- ☐ 玉野市（又は旧灘崎町、又は直島町）で住民登録をしている、又は玉野市に本籍がある。
- ☐ 市民税等の滞納をしていない。
- ☐ 同一世帯に玉野市霊園を使用している者がいない。

※使用許可は、申請書の受付順となります。

1 現地確認の上、希望霊地を決める

- ・事前に市民課で空き区画一覧表をお渡しします。

※一覧表に掲載されていない区画は、対象外の区画です。

※申請に当たっては、必ず現地を確認して判断してください。

2 霊園使用許可申請

- ・霊園使用許可申請書及び使用者の資格の確認に係る必要書類を提出してください。

□住民票：世帯員全員・本籍地記載のもの（全部事項証明（謄本））

住民票交付請求書

記入例（抜粋）

① 住民票が必要とき

どのような住民票が必要ですか

	全部事項証明(謄本)	個人事項証明(抄本)	住所・氏名・生年月日・性別以外に必要なものに☑	
住 民 票	1 通	通	日本国籍の方	外国籍の方
除 票	通	通	☐ 0なし	☐ 0なし
記載事項証明	通	通	☐ 1世帯主・続柄	☐ 1世帯主・続柄
関 覧	件	件	☐ 2本籍・筆頭者	☐ 2国籍・地域等
個人事項証明書が必要とき（必要な人の氏名・生年月日）			☒ 3世帯主・続柄・本籍・筆頭者	☐ 3世帯主・続柄・国籍・地域等
			☐ 住民票コード	☐ 個人番号
			☐ その他（ ）	

□完納証明書：世帯全員（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者で、収入がない場合は提出不要）

3 永代使用料・霊園管理料の納付

- ・永代使用料及び霊園管理料の納付書を郵送しますので、指定期限までに納付してください。

※年度途中での申請の場合、管理料は年度末までの月割りになります。

4 使用許可

- ・市民課で入金確認後、霊園使用許可証が発行されます。

※以後の手続き（墓石建立、納骨等）の際に必要です。紛失されないよう大切に保管してください。許可証に記載された情報に変更がある場合、速やかに届出が必要です。

※全ての手続きにおいて郵送での書類提出も受け付けます。

※申請者以外の方が窓口で書類を持参して提出する場合は、委任状が必要です。

※申請手続中、指定した期限までに必要書類の提出がない場合、申請を辞退したものとみなし、次の方への手続きを開始します。

お問い合わせ先・書類の提出先

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市 市民生活部 市民課 墓地・斎場係

TEL：0863-32-5523 / FAX：0863-32-5525